

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2020 年 2 月 27 日

東京都作業部会確認年月日 2020 年 3 月 19 日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（さいたまスーパーアリーナ）

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		・本事業は本大会におけるバスケットボール会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料である。 ・上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。 ・パラ経費はなし。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		・都外自治体等所有施設の確保は、公平・公正な対応を行うことができるよう国・民間施設の借上げを行っている組織委員会が担うこととしている。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	・大会の運営上、バスケットボール会場（さいたまスーパーアリーナ及び周辺施設）の確保は必須である。	
	効率性	・各施設の使用範囲は、関係 FA と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。	
	納得性	・本事業の会場使用料については、「さいたまスーパーアリーナ利用料金表」等に基づき使用料等の算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認年月日 2020 年 3 月 17 日

東京都作業部会確認年月日 2020 年 3 月 19 日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（横浜スタジアム）

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。当該事業は都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。 V4 予算額の範囲内。パラ経費は該当なし。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		都外自治体所有施設使用の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・民間施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	大会運営上、野球・ソフトボール競技会場の横浜スタジアムの確保は必須である。また、大会の準備・運営の影響により、本施設の事業を一時的に休止せざるを得ないことから、発生が想定される損失について補償する必要がある。	
	効率性	本事業は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、本施設の事業休止期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。	
	納得性	本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定する。算定内容は、業務委託先である補償コンサルタントのチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告・評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認年月日 2020 年 3 月 17 日

東京都作業部会確認年月日 2020 年 3 月 19 日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（横浜市役所関連）

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。当該事業は都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。 V4 予算額の範囲内。パラ経費は該当なし。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		都外自治体所有施設使用の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・民間施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	大会運営上、野球・ソフトボール競技会場の関連施設である横浜市役所の確保は必須である。また、大会の準備・運営の影響により、本施設の事業を一時的に休止せざるを得ないことから、発生が想定される損失について補償する必要がある。	
	効率性	本事業は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、本施設の事業休止期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。	
	納得性	本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定する。算定内容は、業務委託先である補償コンサルタントのチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告・評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和2年3月18日

東京都作業部会確認年月日 令和2年3月19日

事業名 借上財産評定委員会の結果について

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、大枠合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、地方自治体所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。	
経費の内容等が必要（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	大会運営上、競技会場である横浜国際総合競技場の確保は必須である。	
	効率性	本事業は、関係 F A と調整の上、施設所有者及び指定管理者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。	
	納得性	本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。